

公認アスレティックトレーナー（JASA-AT）資格更新のための一次救命処置（Basic Life Support ; BLS）資格の保持義務に関する FAQ

JASA-AT 資格更新要件に、BLS 資格の継続的な保持を義務付けることとし、全ての JASA-AT の方々に通知しておりますが、よくある質問とその回答をお知らせします。

Q1：日本赤十字社のどの講習会を受ければいいのですか？

A1：JASA-AT 資格取得前は「赤十字救急法救急員」（3 日間 21 時間の講習）の資格取得を義務付けていますが、JASA-AT 資格更新のためには「赤十字救急法基礎講習」（1 日 4 時間程度の講習）を受講し、修了者認定証を取得すれば構いません。

Q2：既に赤十字救急法救急員の資格を持っているのですが今後はどのようにすればいいですか？

A2：赤十字救急法救急員の資格は 3 年間有効ですので、有効期限前に救急法救急員等資格継続研修（4 時間程度）を受講して下さい。有効期限をさらに 3 年間延長することができます。

Q3：消防署・庁の講習会はどれを受講すればいいのですか？

A3：普通救命講習や上級救命講習が対象となります。

Q4：消防署・庁の普通救命講習を受講して救命技能認定証を発行してもらったのですが、有効期限が書いてありません。認めてもらえるのでしょうか。

A4：有効期限は発行日より 3 年間となっていますので、認定証取得後 3 年以内に再講習を受講してください。

Q5：今すぐに資格を取得しなくても AT の資格更新は可能ですか？

A5：可能です。

BLS 資格は平成 28 年 3 月 31 日までに取得していれば構いません。しかし、この制度は JASA-AT として BLS の資格を継続的に保持し、いざというときに適切に BLS をおこなうことができるようにしておくというのが趣旨です。従って、資格更新の可否に関わらずなるべくお早めに資格を取得してください。特に日本赤十字社の講習会は定員がすぐにいっぱいになることがありますのでご注意ください。

Q6：平成28年4月以降BLS資格を取得していないとどうなりますか？

A6：JASA-AT資格更新のための義務研修会に参加しても、義務研修を受講したことにはならなくなり、有効期限をもって必然的にJASA-AT資格を失効することになります。

Q7：日本赤十字社や消防署・庁の講習会ではなく、ほかの団体の講習会について詳しいことを教えてください。

A7：大変お手数ですが、各団体のホームページをご覧になるか各団体に直接お問い合わせください。

Q8：指定講習会以外の講習会に参加したのですが認めてもらえますか？

A8：残念ながら本会指定講習会以外は認めることができません。

Q9：赤十字救急法のインストラクター資格を持っているのですが、資格証に有効期限がありません。認めてもらえますか？

A9：はい、大丈夫です。

BLS資格保持義務に関する基準に記載の団体が主催する該当講習会のインストラクター資格で問題ありません。

日本赤十字社の場合、水上安全法や雪上安全法の講習会などもございますので、救急法のインストラクター資格のみが適用となります。

Q10：赤十字救急法救急員の講習会を受講しましたが、認定証がまだ手元に届きません。受講証でもいいですか？または後日コピーを送付することで認めていただけますか？

A10：受講証では認めることはできません。

必ず認定証が必要となります。また、後日コピーやFAXでの送付による確認は一切行いません。

認定証の発行には1カ月以上かかる場合もあります。また、定員がすぐにいっぱいになることがありますので計画的に受講するようにしてください。